

第2章 土木設計業務等標準歩掛

第1節 共通

1-1 打合せ等 (WI302000)

区分		主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	備考
打合せ	業務着手時	0.5	0.5	0.5		(対面)
	中間打合せ	0.5	0.5	0.5		1回当たり (対面)
	成果物納入時	0.5	0.5	0.5		(対面)
関係機関打合せ協議		0.5	0.5			1機関1回当たり (対面)

- 備考 1. 打合せ、関係機関打合せ協議には、打合せ議事録の作成時間及び移動時間（片道所要時間1時間程度以内）を含むものとする。
2. 打合せ、関係機関打合せ協議には、電話、電子メールによる確認等に要した作業時間を含むものとする。
3. 中間打合せの回数は、各節によるものとし、各節に記載が無い場合は必要回数（5回を標準）を計上する。打合せ回数を変更する場合は、1回当たり、中間打合せ1回の人員を増減する。
なお、複数分野の業務を同時に発注する場合は、主たる業務の打合せ回数を適用し、それ以外の業務については、必要に応じて中間打合せ回数を計上する。
4. 関係機関打合せ協議の回数は、1機関当たり1回程度とし、関係機関打合せ協議の回数を増減する場合は、1回当たり、関係機関打合せ協議1回の人員を増減する。なお、発注者のみが直接関係機関と協議する場合は、関係機関打合せ協議を計上しない。

1-2 その他 (WI302003)

区分	主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	備考
合同現地踏査	0.5		0.5		1回当たり
照査技術者による報告	0.5				1回当たり
条件明示チェックシートの作成		0.25	0.25		1工種当たり

- 備考 1. 照査技術者による報告には、議事録の作成時間及び移動時間（片道所要時間1時間程度以内）を含むものとする。
2. 条件明示チェックシートの作成は、予備設計時に作成する際に適用する。

1-3 公開成果品作成 (WI302006)

本歩掛は、設計成果品を公開用資料とするためにマスキング作業等が必要な場合に適用する。

(1業務当たり)

区分	主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	備考
公開成果品作成				1.3	2.3	

- 備考 1. 公開成果品作成費は必要に応じて計上するものとする。